

富裕層の課税強化あれこれ

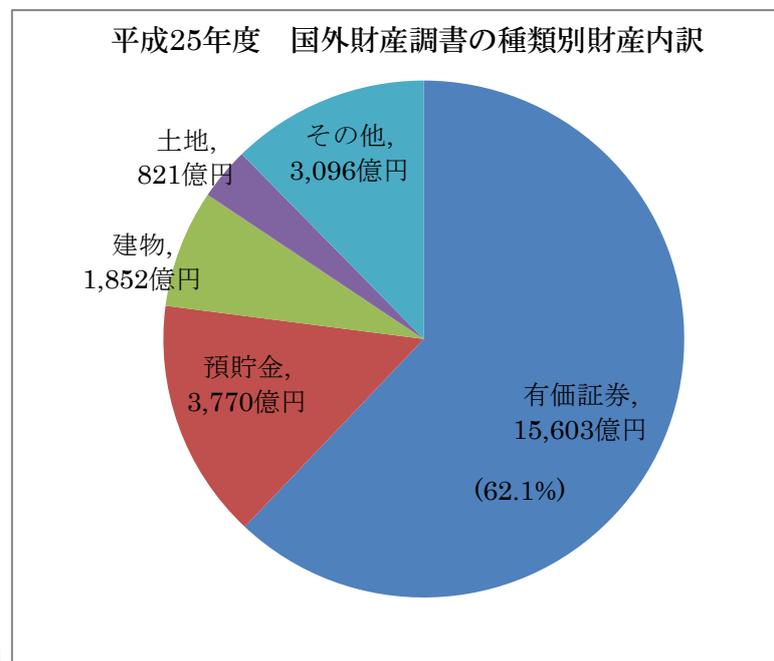
世界最多の富裕層を抱えるアメリカでは、属人主義税制が敷かれています。富裕層がタックスヘイブン等へ逃げても、必ず米国本土で税金を支払わなければいけないのです。アメリカの属人主義税制は、国籍を捨てた後も10年間は納税義務が消えないという、極めて厳しい制度です。そのアメリカで「不当な課税逃れを防止する」ため外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)が2010年に制定されました。そのFATCA実施に協力する日米共同声明が2013年6月に発表され、2014年7月1日より日本の金融機関でも米国人の口座情報等を米国内国歳入庁(IRS)へ報告する義務が生じることになりました。

国外財産調書の提出結果

一方居住地により課税する**居住地主義**をとる日本でも、国外財産の把握のため今年3月から「国外財産調書」の提出が始まりました。その年の12月31日時点で5000万円を超える国外財産を保有する居住者は、保有する財産の種類や数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を翌年の3月15日までに所轄税務署長に提出しなければならなくなりました。

国税庁が公表した国外財産調書の提出状況によると、初めての提出となった平成25年分国外財産調書は、提出件数が**5539件**で、その国外財産価額の**総合計額は約2兆5142億円**となりました。**1件平均約4.5億円**となります。

財産の種類別総額では、右表のとおり「有価証券」が1兆5603億円(構成比62.1%)で最も多く、次いで「預貯金」3770億円(同15.0%)、「建物」1852億円(同7.4%)、「土地」821億円(同3.3%)となっています。



国税当局、富裕層専門チーム始動

さらに国税当局は富裕層への税務調査の体制を強化するそうです。2014年9月3日の新聞報道によりますと、東京国税局はこの7月、超富裕層の資産状況や投資行動、節税対策の傾向などを調べるため、超富裕層専担プロジェクトチームを発足させました。構成メンバーは所得税や相続税などに精通した7人の職員とし、大阪国税局も職員5人による超富裕層対応チーム、名古屋国税局も同様のチームを編成しました。

国税当局はこれまでも一定以上の収入や資産を持つ人々を富裕層とし、定期的に情報更新や税務調査をしていました。詳細な富裕層の定義は公表されていませんが、「**有価証券や不動産などの大口所有者や、経常的な所得が特に高額な人々**」で、数億円以上の資産を持つ人が対象とみられ、内部で作ったリストなどをもとに年間4000件前後の税務調査を実施しているとみられます。2013年6月までの1年間に富裕層を対象とした税務調査は全国で**4120件**。約**342億円の申告漏れ**が見つかり、追徴税額は約**101億円**、**1件あたりの追徴税額は約244万円**で、税務調査全体の平均額の約1.7倍だったそうです。

